

第 5 次舟橋村総合計画後期基本計画、第 3 期舟橋村総合戦略
及び第 3 期舟橋村人口ビジョン策定支援業務委託
プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、第 5 次舟橋村総合計画後期基本計画、第 3 期舟橋村総合戦略及び第 3 期舟橋村人口ビジョン策定支援業務の実施に関し、最適かつ優秀な提案を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

第 5 次舟橋村総合計画後期基本計画、第 3 期舟橋村総合戦略及び第 3 期舟橋村人口ビジョン策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「第 5 次舟橋村総合計画後期基本計画、第 3 期舟橋村総合戦略及び第 3 期舟橋村人口ビジョン策定支援業務仕様書」による。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(4) 委託金額

上限額 金 5,823,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 問合せ先

舟橋村総務課

住所：〒930-0295 富山県中新川郡舟橋村仏生寺55番地

T E L : 076-464-1121

F A X : 076-464-1066

Email : somu01@vill.funahashi.toyama.jp

3 参加資格

提案書等を提出する者（以下「応募者」という。）は、単独企業又は共同企業体とし、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 応募者は、単独又は共同企業体で参加するものとし、単独の場合は協力会社との参加を認める。共同企業体で応募する場合は、代表企業を定めること。なお、構成員及び協力会社は、(2)から(9)の全ての要件を満たすこと。
- (2) 過去 5 年以内に、総合計画・総合戦略の策定支援業務や人口ビジョン改訂業務の受託実績を 1 件以上有する者であること。

- (3) 当該業務を適切に実施できる法人であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 国及び地方公共団体等において指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が、暴力団関係者その他暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 法人税、消費税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (9) その他、契約者として適切であると認められる者であること。

4 質問・回答

質問がある場合は、質問書兼回答書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、電子メールに添付し、提出期限までに提出先へ送信すること。

なお、電子メールの件名は「舟橋村総合戦略等の策定支援業務に関する質問（提出者名）」とし、電子メール送信後は、電話にて到着確認を必ず行うこと。

また、質問受付期間以外の質問及び口頭による質問は受け付けないこととする。

(1) 提出先

上記2の(5)に記載の問合せ先に同じ。

(2) 提出期限

令和7年7月18日（金）午後5時まで（必着）

(3) 質問書到着確認の電話受付時間

平日午前8時30分から午後5時まで

(4) 回答方法

令和7年7月23日（水）までに質問書兼回答書（様式第1号）による回答を質問提出者へE-mailで送信し、併せて質問者匿名で本村ホームページに掲載する。

5 応募方法

(1) 提出書類

- ア 応募申込書・単独事業者（様式第2-1号）
・共同企業体（様式第2-2号）

イ 誓約書（様式第3号）

ウ 登記簿謄本又は登記事項証明書等

エ 事業者概要書（様式第4号）

- ・共同企業体の場合は、会社ごとに添付すること。
- オ 共同企業体協定書（様式任意）の写し
 - ・共同企業体の場合のみ提出すること。
- カ 「業務等実績調書」（様式第 5 号）
 - ・契約実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。
- キ 「業務実施体制調書」（様式第 6 号）
 - ・業務の実施体制、分担業務の内容について記入すること。
- ク 「予定技術者の経歴調書」（様式第 7 号） 3
 - ・主任技術者及び担当技術者の氏名・経歴・実績等について記入すること。
 - ・保有資格については、証明できる書面の写しを添付すること。
- ケ 「提案書」（任意様式）
 - ・仕様書に掲げる各事項全てについて、具体的な提案を行うこと。
- コ 見積書（任意様式）
 - 上限額の範囲内で作成し、内訳書を添付すること。

(2) 提出書類及び著作権等の取扱い

- ・5(1)の書類のうち、ア～オは正本 1 部、カ～コは正本 1 部及び副本 5 部提出すること。
- ・用紙は A 4 版とし、A 3 版の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A 4 サイズに折ること。
- ・仕様書各項目から、詳細な業務実施スケジュールを作成する。
- ・委託者と受託事業者の役割を明確に整理区分し提案する。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・提案書等の著作権は参加者に帰属するが、本村が本プロポーザルの審査及び審査結果の報告のために必要な場合に限り、内容が無償で利用できるものとする。

(3) 提出先及び問合せ先

上記 2 の(5)に記載の問合せ先に同じ。

(4) 提出期限

令和 7 年 8 月 6 日（水）午後 5 時まで（必着）

(5) 受付時間

平日午前 8 時30分から午後 5 時まで

(6) 提出方法

提出書類を持参又は簡易書留で郵送すること。

なお、持参される場合は、事前に舟橋村総務課事務担当者へ日時を連絡すること。

6 受注候補者（優先交渉権者）の選定方法

(1) 選定方法

舟橋村が設置する「第5次舟橋村総合計画後期基本計画、第3期舟橋村総合戦略及び第3期舟橋村人口ビジョン策定支援業務に係る企画提案審査委員会」において、提出書類等を「評価基準表」に基づき総合的に審査し、受注候補者を選定する。

(2) 審査方法

審査委員会による審査結果の合計点が上位の者を受注候補者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の受注候補者として決定する。最高得点に同数があつた場合は、審査委員会が決定する。

受注候補者が何らかの理由により契約を行えなかった場合には、次点の者を契約予定事業者とする。審査委員会での選考は非公開とする。

(3) プレゼンテーション

場 所 舟橋村役場 2階視聴覚室

日 時 令和7年8月12日（火）午後1時30分から

提案時間 プレゼンテーション20分、選定委員からの質疑10分

（各提案者の開始時刻は、プレゼンテーションの前日までに連絡する。）

その他 提案者の出席は3名以内とし、プレゼンテーションに必要な機器を持参すること。ただし、プロジェクターと投影用スクリーンは、村が用意する。

(4) 審査基準

評価項目	評価事項	配点
1 事業者等の評価	①業務の実施体制	10
2 提案書の評価	①業務目的及び業務内容の理解度	10
	②策定方針への理解と手法	20
	③後期基本計画・総合戦略の策定内容の整理・整合性	20
	④業務のスケジュール及び業務遂行方法	20
3 提案内容の評価（プレゼン）	①取組姿勢・信頼性	10
4 見積額		10
評価点合計		100

(5) 通知方法

令和7年8月15日（金）までに、応募者に対して選定結果を文書で通知する。

7 契約手続き

仕様書及び提案書等の記載事項を踏まえて受注候補者と協議し、地方自治法（昭

和22年法律第67号) 第234条に定める随意契約により、速やかに契約手続きを進めるものとする。

ただし、本業務の目的達成のため、協議により必要な範囲において項目を追加、変更、削除することがある。また、これにより、見積額を超えない範囲で契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

なお、受注候補者が応募資格を満たさないと判明した場合や、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点の者と順次交渉するものとする。

8 契約書

舟橋村が作成する契約書による。

9 契約保証金

本業務委託契約における契約保証金は、免除とする。

10 失格事項

応募者が、契約締結までに次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提案書等に虚偽の記載があることが発覚した場合
- (4) 見積書に記載の額が委託料上限額を超えている場合
- (5) 本村の指名停止処分を受けた場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があり、審査委員会が失格と認めた場合

11 プロポーザル全体のスケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

	項目	期間	備考
1	実施要領等の公開	令和7年7月9日（水）	村HP に掲載
2	質問の提出期限 質問に対する回答	令和7年7月18日（金） 令和7年7月23日（水）	
3	提案書受付期間	令和7年7月9日（水）～8月6日（水） 午後5時まで	
4	プレゼンテーション審査	令和7年8月12日（火）	
5	書類審査	～令和7年8月14日（木）	
6	審査結果通知	～令和7年8月15日（金） （審査終了後、電子メールで通知する予定）	
7	契約の締結	令和7年8月下旬までに契約予定。	

12 その他

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出書類に記載された個人情報や本業務の受託事業者の選定のみには使用し、その他の目的には一切使用しない。また、第三者に情報提供しない。
- (3) 審査委員会は非公開で行い、審査内容についての問い合わせ及び審査結果についての異議申し立ては、受け付けない。
- (4) 本プロポーザルに伴い応募者から提出された参加申出書、提案書等については、舟橋村情報公開条例に基づき公開することがある。
- (5) 企画提案については1社につき1提案とし、提出後の記載内容の変更は認めない。
- (5) 提出書類の様式は、舟橋村ホームページからダウンロードすること。
- (6) 提出書類等の内容について、必要により関係機関に照会する場合がある。
- (8) 提案書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負うものとする。